

広報とりで TORIDE

5.15

2025 (令和7年)

NO.1413



ご存知ですか？

民生委員・児童委員

地域を見守る、身近な相談相手があります。守秘義務がありますので、相談内容や個人情報などが漏えいすることはありません。困りごとや心配ごとがあるときは、気軽に民生委員・児童委員、主任児童委員にご相談ください。

☎ 社会福祉課 ☎ 内線1317

民生委員・児童委員、主任児童委員とは？

同じ地域で生活する住民からの、介護や子育ての悩みに対して、必要な支援を受けられるよう、行政や専門機関への「つなぎ役」としての役割を担っています。

全ての民生委員は「児童委員」を兼ねているため、正しい呼び方は「民生委員・児童委員」といいます。また、児童委員の中には子どもや子育ての相談を専門に行う「主任児童委員」もいます。市では、現在186人の委員が7つの地区に別れて活動しています。

民生委員・児童委員の声

地域の皆さんの悩みや不安を解消するのが民生委員・児童委員です。今は、高齢者の自宅訪問や子どもたちの見守りなどを中心に、「つなぎ役」としての役割に努めています。少しでも不安があれば気軽にご相談ください。



中部地区
まつうら
松浦まゆみさん

どんな活動をしているの？

- ▶ 1人暮らしの高齢者などの自宅に訪問し、悩み相談などに応じ、必要な支援を行っています。また、安否確認や高齢者台帳作成事業の協力なども行っています。
- ▶ 保育所や小・中学校などに訪問し、子どもの見守り活動を行っています。
- ▶ 子どもや保護者を招き各公民館で子どもセミナーや、1人暮らしの高齢者向けにふれあいの集いを開催しています。
- ▶ 定例会などを通じて、民生委員・児童委員としての活動スキルを高めるための勉強会や相談を受けたときの対応方法など、情報交換を行っています。



▶ 定例会での様子



▶ 通学路での見守り

民生委員・児童委員、主任児童委員になりませんか？

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱され、地域福祉の担い手として社会福祉の増進に努めています。また、民生委員・児童委員、主任児童委員は、市町村ごとに定数が定められ、全国では約23万人が活動しています。

令和7年11月末には、全国で一斉に改選が行われます。「一緒に活動したい」など、興味のある方は、社会福祉課にお問い合わせください。

- ▶ 特別職の地方公務員です。
- ▶ ボランティアであるため、給与は支給されません。ただし、必要な交通費、通信費、研修参加費などの活動費は支給されます。
- ▶ 任期は3年です。再任も可能です。活動で知り得た情報は、委員退任後も守秘義務が課されます。



いばらきミンジー
100周年記念バージョン